

業務連絡

2023年5月2日 No. 12

J R 東海 労新幹線関西地本
業務部

2023年4月20日、支社会議室において「申」第22号について、組合側幹事と会社側幹事による団体交渉開催に向けた事前の打ち合わせを行いました。会社は、団体交渉を拒否しました。以下は協議の主なやり取りです。

「申」第22号「SEK専用洗濯機設置許可についての確認と設置」に関する申し入れ(2023年3月15日)

1. SEKから洗濯機設置についての要求があったのか明らかにすること。

【回答】SEKから「SEK仕業担当者詰所1Fの手洗い場付近に洗濯機を設置出来ないか」との問い合わせが過去にあった。

2. 要求があったのなら、どう判断したのか理由も含めて明らかにすること。

【回答】SEKから問い合わせを受けたSEK仕業担当詰所1Fの手洗い場付近への洗濯機設置については、スペースの観点から困難であった。

3. 現状のままでは、SEK社員の健康を損なう恐れ、座席等の車内設備汚損の恐れ、労働災害発生の恐れがある。J R 東海は関連会社であるSEK社員に対する安全配慮義務があり、かつ施設管理権者としての立場である。早急に洗濯機と乾燥機の設置許可または設置を行うこと。

【回答】洗濯機の設置については、SEKから話しがあれば設置可否を確認する。

以上

《 議論内容 》

組合：SEKから洗濯機の設置が出来ないかの申し入れがあったことには間違いはないか。

会社：回答の通り、申し入れがあったと聴いている。

組合：申し入れがあったスペースには洗濯機の設置が困難であるから、設置出来ないということでもいいか。他に設置スペースがあれば、申し入れ後設置するのか。

会社：申し入れがあれば、設置出来るかの検討はする。

組合：設置スペースの場所を探すのはSEKなのか。

会社：SEKから洗濯機の設置希望があるなら、SEKがスペースを探してほしい。

組合：実際に設置スペースはないのか。

会社：直近はないが、過去にはあったと聴いている。

組合：修繕車両所が詰所にいた時は、洗濯機を設置していた。

会社：過去にはあったと聴いているが、詳細は分からない。

組合：SEKから洗濯機の設置希望があれば、設置するのか。

会社：設置するかどうかは、検討してからになる。

以上